

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和元年第3回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第83号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

資料1 議案第83号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定
について

資料2 新旧対照表

令和元年6月5日

健康福祉局

議案第 8 3 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正内容

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の段階が第 1 段階から第 4 段階までに該当する第 1 号被保険者の令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料を減額賦課する

2 保険料軽減の内容

保険料 段階	対象者	保険料割合 (保険料率)	
		平成 3 0 年度	令和元年度及び令和 2 年度
第 1 段階	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者で同一の世帯に属する全員が市町村民税非課税者等	0. 4 5 (3 1, 4 5 5 円)	0. 3 7 5 (2 6, 2 1 3 円)
第 2 段階	同一の世帯に属する全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が 8 0 万円以下である者等	0. 6 5 (4 5, 4 3 5 円)	0. 5 2 5 (3 6, 6 9 8 円)
第 3 段階	同一の世帯に属する全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が 1 2 0 万円超 1 2 0 万円以下である者等	0. 7 5 (5 2, 4 2 5 円)	0. 7 2 5 (5 0, 6 7 8 円)
第 4 段階	同一の世帯に属する全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が 1 2 0 万円超である者等		

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和元年度分の保険料から適用

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市介護保険条例 平成12年 3 月24日 条例第25号 (保険料率及び保険料額)</p> <p>第 8 条 平成30年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条に規定する基準に基づき算定をするものとし、当該各年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 34,950円 ア 政令第39条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる者 イ 政令第39条第 1 項第 1 号ニに掲げる者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成 8 年政令第18号）第22条第21号イの規定により要保護者とみなされた者に限る。）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 34,950円 ア 政令第39条第 1 項第 1 号ハに掲げる者 イ 政令第39条第 1 項第 1 号ニに掲げる者（前号イに該当する者を除く。）</p> <p>(3) 政令第39条第 1 項第 2 号に該当する者 45,435円 (4) 政令第39条第 1 項第 3 号に該当する者 52,425円 (5) 政令第39条第 1 項第 4 号に該当する者 62,910円 (6) 政令第39条第 1 項第 5 号に該当する者 69,900円 (7) 次のいずれかに該当する者 80,385円 ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第 13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p>	<p>○川崎市介護保険条例 平成12年 3 月24日 条例第25号 (保険料率及び保険料額)</p> <p>第 8 条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条に規定する基準に基づき算定をするものとし、当該各年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 34,950円 ア 政令第39条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる者 イ 政令第39条第 1 項第 1 号ニに掲げる者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成 8 年政令第18号）第22条第21号イの規定により要保護者とみなされた者に限る。）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 34,950円 ア 政令第39条第 1 項第 1 号ハに掲げる者 イ 政令第39条第 1 項第 1 号ニに掲げる者（前号イに該当する者を除く。）</p> <p>(3) 政令第39条第 1 項第 2 号に該当する者 45,435円 (4) 政令第39条第 1 項第 3 号に該当する者 52,425円 (5) 政令第39条第 1 項第 4 号に該当する者 62,910円 (6) 政令第39条第 1 項第 5 号に該当する者 69,900円 (7) 次のいずれかに該当する者 80,385円 ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第 13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p>

改正後	改正前
<p>第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>
<p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 87,375円</p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 87,375円</p>
<p>ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 104,850円</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 104,850円</p>
<p>ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p>

改正後	改正前
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 111,840円</p> <p>ア 合計所得金額が3,000,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 111,840円</p> <p>ア 合計所得金額が3,000,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p>
<p>(11) 次のいずれかに該当する者 118,830円</p> <p>ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 118,830円</p> <p>ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p>
<p>(12) 次のいずれかに該当する者 132,810円</p> <p>ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。)</p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する者 132,810円</p> <p>ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。)</p>
<p>(13) 次のいずれかに該当する者 146,790円</p> <p>ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。)</p>	<p>(13) 次のいずれかに該当する者 146,790円</p> <p>ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。)</p>

改正後	改正前
<p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 160,770円</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>26,213円</u>とする。</p>	<p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 160,770円</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>31,455円</u>とする。</p>
<p>3 第1項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>36,698円</u>とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 第1項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>50,678円</u>とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 前各項の保険料率により算定する当該各年度における保険料額は、その10円未満の端数を切り捨てる。 (普通徴収に係る保険料の算定の特例)</p> <p>第9条 普通徴収の方法によって徴収する保険料について、その算定の基礎に用いる当該年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定により課する所得割を除く。第18条において同じ。）の課税非課税の別又は同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）に係る合計所得金額（以下「市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額」という。）が確定しない場合においては、当該保険料の賦課期日の属する年度の前年度分の市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額を基礎として前条の規定の例による算定を行うものとする。 (普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)</p> <p>第10条 普通徴収の方法によって徴収する保険料は、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を基礎として次項の規定により算定した額（以下この項において「月割額」という。）を毎月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日とする。）までに納付しなければならない。ただし、その日が土曜日又は民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日に当たると</p>	<p>3 前2項の保険料率により算定する当該各年度における保険料額は、その10円未満の端数を切り捨てる。 (普通徴収に係る保険料の算定の特例)</p> <p>第9条 普通徴収の方法によって徴収する保険料について、その算定の基礎に用いる当該年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定により課する所得割を除く。第18条において同じ。）の課税非課税の別又は同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）に係る合計所得金額（以下「市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額」という。）が確定しない場合においては、当該保険料の賦課期日の属する年度の前年度分の市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額を基礎として前条の規定の例による算定を行うものとする。 (普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)</p> <p>第10条 普通徴収の方法によって徴収する保険料は、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を基礎として次項の規定により算定した額（以下この項において「月割額」という。）を毎月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日とする。）までに納付しなければならない。ただし、その日が土曜日又は民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日に当たると</p>

改正後	改正前
<p>きは、これらの日の翌日までとする。</p> <p>(1) 当該年度の7月までの各月 前2条の規定により算定した保険料額の12分の1の額</p> <p>(2) 当該年度の前号以外の各月 当該年度分の保険料額から7月までの月割額の合算額を控除した額の8分の1の額</p> <p>2 前項各号に規定する額に100円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて当該各号の最初の納期の額に合算し、前項各号に規定する額が100円未満であるときは、そのすべての額を合算した額を当該各号の最初の納期の額とする。</p> <p>3 前2項の規定により難い第1号被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は納付額は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期又は納付額を通知しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1～32 (略)</p> <p><u>(令和元年度における普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)</u></p>	<p>きは、これらの日の翌日までとする。</p> <p>(1) 当該年度の7月までの各月 前2条の規定により算定した保険料額の12分の1の額</p> <p>(2) 当該年度の前号以外の各月 当該年度分の保険料額から7月までの月割額の合算額を控除した額の8分の1の額</p> <p>2 前項各号に規定する額に100円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて当該各号の最初の納期の額に合算し、前項各号に規定する額が100円未満であるときは、そのすべての額を合算した額を当該各号の最初の納期の額とする。</p> <p>3 前2項の規定により難い第1号被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は納付額は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期又は納付額を通知しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1～32 (略)</p>
<p>33 <u>第8条第2項に該当する者の令和元年度における普通徴収の方法によつて徴収する保険料は、第10条第1項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を基礎として附則第36項の規定により算定した額（以下この項において「月割額」という。）を毎月の末日（令和元年12月にあつては、令和2年1月6日とする。）までに納付しなければならない。ただし、その日が土曜日又は民法第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。</u></p> <p>(1) <u>令和元年7月までの各月 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例（令和元年川崎市条例第●号）による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第8条第2項並びに第8条第5項及び第9条の規定により算定した保険料額の12分の1の額</u></p> <p>(2) <u>前号以外の各月 第8条第2項及び第5項の規定により算定した令</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>和元年度分の保険料額から令和元年7月までの月割額の合算額を控除した額の8分の1の額</p>	
<p>34 前項の規定は、第8条第3項に該当する者の令和元年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料について準用する。この場合において、前項第1号中「川崎市介護保険条例の一部を改正する条例（令和元年川崎市条例第●号）による改正前の条例第8条第2項並びに第8条第5項及び第9条」とあるのは「第8条第1項第3号及び第5項並びに第9条」と、同項第2号中「第8条第2項」とあるのは「第8条第3項」と読み替えるものとする。</p>	(新設)
<p>35 附則第33項の規定は、第8条第4項に該当する者の令和元年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料について準用する。この場合において、附則第33項第1号中「川崎市介護保険条例の一部を改正する条例（令和元年川崎市条例第●号）による改正前の条例第8条第2項並びに第8条第5項及び第9条」とあるのは「第8条第1項第4号及び第5項並びに第9条」と、同項第2号中「第8条第2項」とあるのは「第8条第4項」と読み替えるものとする。</p>	(新設)
<p>36 附則第33項各号（前2項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）に規定する額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は全て当該各号の最初の納期の額に合算し、附則第33項各号に規定する額が100円未満であるときは、その全ての額を合算した額を当該各号の最初の納期の額とする。</p>	(新設)
<p>37 第10条第3項の規定は、附則第33項（附則第34項及び第35項において準用する場合を含む。）及び前項の規定により難い第1号被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は納付額について準用する。 (延滞金の割合の特例)</p>	(新設) (延滞金の割合の特例)
<p>38 第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準</p>	<p>33 第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準</p>

改正後	改正前
<p>割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>